

高知県建築士事務所指導要綱(案)

(平成2年2月13日制定)

(平成20年10月6日改正)

(平成24年3月13日改正)

(令和 年 月 日改正)

(目的)

第1条 この要綱は、建築士事務所の開設者及び管理建築士等の指導に関し必要な事項を定め、その業務の適正化及び建築物の質の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 「建築士事務所」とは、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所をいう。

2 「開設者」とは、法第23条の3第1項の規定により建築士事務所登録簿に登録された者をいう。

3 「管理建築士等」とは、法第24条第2項に規定する管理建築士及び当該建築士事務所に属する建築士をいう。

(開設者、管理建築士等の責務)

第3条 開設者及び管理建築士等は、法の定めるところによるほか、次に掲げる責務を負うものとする。

(1) 開設者は、法第23条第1項に規定する業務（以下この条において「設計等の業務」という。）のほかに他の業務を兼業する場合は、設計等の業務と他の業務とについて、その経理を明確に区分しなければならないこと。

(2) 開設者は、設計等の業務に必要な事務室、図書、備品等の充実に努めなければならないこと。

(3) 開設者は、管理建築士等が法第22条の2の定期講習を受講することに配慮しなければならないこと。

(4) 管理建築士等は、法第22条の2の定期講習を受講するほか、自ら業務に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならないこと。

(5) 開設者及び管理建築士等は、業務に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、知事の指定する研修の受講等に努めなければならないこと。

(建築士事務所の登録)

第4条 法第23条第1項に規定する建築士事務所の登録（同条第3項に規定する更新を含む。）に当たっては、法及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）に定

めるもののほか、知事が別に定める書類を提出するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱の運用に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県建築士事務所指導要綱</p> <p style="text-align: center;">(平成2年2月13日制定) (平成20年10月6日改正) (平成24年3月13日改正) <u>(令和 年 月 日改正)</u></p> <p>第1条、第2条 略</p> <p>(開設者、管理建築士等の責務)</p> <p>第3条 開設者及び管理建築士等は、法の定めるところによるほか、次に掲げる責務を負うものとする。</p> <p>(1) 開設者は、法第23条第1項に規定する業務（<u>以下この条において「設計等の業務」という。</u>）のほかに他の業務を兼業する場合は、設計等の業務と他の業務とについて、その経理を明確に区分しなければならないこと。</p> <p>(2) 開設者は、設計等の業務に必要な事務室、図書、備品等の充実に努めなければならないこと。</p> <p>(3) 開設者は、管理建築士等が法第22条の2の定期講習を受講することに配慮しなければならないこと。</p> <p>(4) 管理建築士等は、法第22条の2の定期講習を受講するほか、自ら業務に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならないこと。</p> <p><u>(5) 開設者及び管理建築士等は、業務に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、知事の指定する研修の受講等に努めなければならないこと。</u></p> <p>第4条、第5条 略</p>	<p style="text-align: center;">高知県建築士事務所指導要綱</p> <p style="text-align: center;">(平成2年2月13日制定) (平成20年10月6日改正) (平成24年 3月13日改正)</p> <p>第1条、第2条 略</p> <p>(開設者、管理建築士等の責務)</p> <p>第3条 開設者及び管理建築士等は、法の定めるところによるほか、次の責務を負うものとする。</p> <p>(1) 開設者は、法第23条第1項に規定する業務（この条において「設計等の業務」という。）のほかに他の業務を兼業する場合は、設計等の業務と他の業務とについて、その経理を明確に区分しなければならないこと。</p> <p>(2) 開設者は、設計等の業務に必要な事務室、図書、備品等の充実に努めなければならないこと。</p> <p>(3) 開設者は、管理建築士等が法第22条の2の定期講習を受講することに配慮しなければならないこと。</p> <p>(4) 管理建築士等は、法第22条の2の定期講習を受講するほか、自ら業務に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならないこと。</p> <p>第4条、第5条 略</p>